

「健康サポート薬局」研修について ～勤務先の薬局が異なる都道府県に変更になった方へ～

本会は2016年9月より、(公財)日本薬剤師研修センターと合同で健康サポート薬局研修を行っております。

すでに研修修了証を有している方が、勤務先の薬局が都道府県を越えて変更になった場合の研修の受講・修了証の発行に係る取扱いをお知らせいたします。

(注) 以下は、日本薬剤師研修センターが発行元である健康サポート薬局研修修了証をお持ちの方の場合です。それ以外の研修修了証をお持ちの方は、発行元の定める方法に従ってください。

～すでに研修修了証を有している方が、勤務先の薬局が都道府県を越えて変更になった場合～

■STEP 1 新しい勤務先の薬局が所在する都道府県薬剤師会の「研修会A」を受講してください。

開催日等の詳細は、都道府県薬剤師会にご照会ください。

(注) 別団体が開催する研修会は対象外です。

■STEP 2 新しい修了証の発行申請を行ってください。

・申請先：(公財)日本薬剤師研修センター

・発行費用：3,300円・税込

・申請に必要なもの

ア 技能習得型研修受講証明書のうち、新たに交付を受けようとする都道府県で受講した「健康サポートのための多職種連携研修会(研修会A)」のもの(正本)

イ すでに有している研修修了証(有効期限内のものに限る。)の写し(複数枚を有している場合はすべて)

ウ ア及びイのほか、日本薬剤師研修センターが定める書類等

詳しい申請手順や申請書様式等は日本薬剤師研修センターのホームページにて案内されています。

■STEP 3 新しい研修修了証が発行されます。

新しい修了証の有効期間は6年です。

有効期間の間は、すでに持っている研修修了証と新たな研修修了証の両方が有効です。

厚生労働省が定める研修実施要綱にて、『技能習得型研修』の『3. 地域包括ケアシステムにおける現状と薬剤師の対応』の研修については、研修受講者は、自らが勤務等する薬局が所在する地域の地域包括ケアシステムに係る研修を受講すること」とされており、今般の取扱いはこの要綱に則ったものです。

詳しくは、以下のホームページでご案内しています。

《研修全般について》

日本薬剤師会ホームページ

<http://www.nichiyaku.or.jp/>

トップページ>日本薬剤師会の活動>健康サポート薬局>健康サポート薬局研修について

《研修修了証の発行について》

日本薬剤師研修センターホームページ

<http://www.jpec.or.jp/>

トップページ>健康サポート薬局研修修了証